

京都市告示第107号

京都市梅小路公園条例第8条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市梅小路公園の管理を、次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 京都市都市緑化協会	京都市下京区上中之町 1番地の3	(1) 梅小路公園を設置の目的に沿って利用に供すること。 (2) 梅小路公園の施設及び附属施設並びに物品の維持管理に関すること。 (3) 梅小路公園の使用許可に関すること。 (4) 梅小路公園の利用状況の調査及び利用の促進に関すること。

(建設局水と緑環境部緑政課)